

## 治療費用保険金の免責金額に関する特約

### 第1条（傷害治療費用補償特約が付帯されている場合の取扱い）

当社は、この特約が付帯された保険契約に、傷害治療費用補償特約が付帯されている場合には、同特約第2条（保険金を支払う場合）の規定により算出した金額から、1事故について保険証券記載の免責金額(\*1)を差し引いた額に対し、傷害治療費用保険金を支払います。

(\*1) 支払保険金の計算にあたって費用の額から差し引く金額をいいます。

### 第2条（疾病治療費用補償特約が付帯されている場合の取扱い）

当社は、この特約が付帯された保険契約に、疾病治療費用補償特約が付帯されている場合には、同特約第2条（保険金を支払う場合）(2)の規定により算出した金額から、1疾病(\*1)について保険証券記載の免責金額(\*2)を差し引いた額に対し、疾病治療費用保険金を支払います。

(\*1) 合併症および続発症を含みます。

(\*2) 支払保険金の計算にあたって費用の額から差し引く金額をいいます。

### 第3条（治療・救援費用補償特約が付帯されている場合の取扱い）

当社は、この特約が付帯された保険契約に、治療・救援費用補償特約が付帯されている場合には、同特約第3条（費用の範囲）(1)の表の①から③までの規定により算出した金額から、1事故または1疾病(\*1)について保険証券記載の免責金額(\*2)を差し引いた額に対し、治療・救援費用保険金を支払います。

(\*1) 合併症および続発症を含みます。

(\*2) 支払保険金の計算にあたって費用の額から差し引く金額をいいます。

### 第4条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

傷害治療費用補償特約第2条（保険金を支払う場合）(1)の費用、疾病治療費用補償特約第2条（保険金を支払う場合）(2)の費用または治療・救援費用補償特約第3条（費用の範囲）(1)の表の①から③までの費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額(\*1)の適用があるときには、そのうち最も低い免責金額(\*1)を差し引いた額を傷害治療費用補償特約第2条（保険金を支払う場合）(3)、疾病治療費用補償特約第2条（保険金を支払う場合）(6)または治療・救援費用補償特約第9条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の費用の額とします。

(\*1) 支払保険金の計算にあたって費用の額から差し引く金額をいいます。